

所属名	名前	振込指定口座		銀行コード	支店コード
津小学校	互助 花子	〇〇	銀行 労金 農協	△△	支店 出張所
所属コード	職員番号	口座番号		名義人(カタカナで記入)	
(6桁) 700000	(6桁) 123456	1	2	3	4
		5	6	7	ゴジヨ ハナコ

事務局長	主 幹	主 査	主 事	会 計	係
審査の結果、申込金額どおり貸付を決定する。			貸付決定番号	第	号
令和	年	月	日		

### 貸付申込書

貸付区分	生活・奨学・結婚・自動車購入・育児休業・災害				
申込理由	生活資金が必要な為				
申込区分 (いずれかに○)	新規	借替	互助会 加入年月日	昭和 平成	〇〇年 〇〇月 〇〇日
申込金額	金 200 万円也	奨学(当初150万残り100万) 生活(当初200万残り80万)の場合 奨学の金額のみ記入する		30,000 円 [C1]	状況
対象者氏名(続柄) ◎奨学・結婚のみ記入	次月返済額				
給料月額	400,000 円 [A1]	互助会	150 万円	16,100 円 [C2]	
教職調整額	16,400 円 [A2]	(注意)借替前の貸付は、金額に含めないこと			
給料の調整額	11,700 円 [A3]	公立共済	200 万円	16,781 円 [C3]	
扶養手当	13,000 円 [A4]	(注意)住宅貸付は、金額に含めないこと			
給与合計 (A1+A2+A3+A4)	441,100 円 [A]	銀行他	0 万円	0 円 [C4]	
(注意)給料の調整額等の支給されていない項目がある場合は、必ず"0"を記入すること		(注意)借入中の貸付がない借入欄は、必ず"0"を記入すること			(注意)借入額計と次月返済額は、必ず
[A]の1/4相当額 (1円未満切捨)	110,275 円 [B]	返済合計 (C1+C2+C3+C4)		62,881 円 [C]	
[B]<[C]	左記を満たす(返済合計が給与合計の1/4を超えては)できません。				
上記金額を、一般財団法人三重県公立学校職員互助会運営 同事業施行規程等を遵守することを誓約のうえ申し込みます。		借入れ当初時(一部繰上返済した 場合はその時)に送付の『貸付金 返済表』の今回貸付の送金日の翌 月に該当する金額の合計を記入			互助会受付印
令和 元 年 〇〇 月 〇〇 日	未返済金額				
申込人 所属名 津市立津小学校	次月利息				
職・名前 教諭 互助 花子	引去額				
	送金額				
一般財団法人三重県公立学校職員互助会理事長 様	その他備考				

(注意事項)

- 太線内を自書してください。振込指定口座情報欄は、必ず預金通帳と照合のうえ記入してください。
- 奨学貸付は、合格通知書又は入学許可書の写し(入学前の場合)、在学証明書原本(在学中の場合)のいずれかを添付してください。また、対象者が公立学校共済組合員である会員の被扶養者でない場合は、会員との続柄が確認できる書類(戸籍抄本、三重県パートナーシップ公正証書等受領証等)を添付してください。
- 結婚貸付は、結婚式場の予約申込書受領証明書、媒酌人の挙式予定証明書、所属長の証明書、市町村が発行する結婚を証明する書類(戸籍謄本、戸籍抄本、婚姻届受理証明書)又は三重県パートナーシップ公正証書等受領証等のいずれかを添付してください。
- 自動車購入貸付は、販売店の売買契約書の写し又は注文書の写し(ただし、当該書類に収入印紙の貼付があるものの写しが必要)のいずれかを添付してください。また、注文者が会員本人及び公立学校共済組合員である会員の被扶養者でない場合は、会員との続柄が確認できる書類(戸籍抄本、三重県パートナーシップ公正証書等受領証等)を添付してください。
- 自動車購入貸付は、送金額が貸付の限度額内かつ添付書類の支払額の範囲内とします。
- 育児休業貸付は、人事異動通知書の写しを育休取得後に送付してください。
- 災害貸付は、災害見舞金給付請求書の写しを添付してください。



収入印紙

消印を必ず押印



## 資金借用証書

貸付区分	生活・奨学・結婚・自動車購入・育児休業・災害
借用金額	金 200 万円也
借用期間 (互助会記入欄)	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
返済方法 その他	一般財団法人三重県公立学校職員互助会事業施行規程による

上記の金額を、一般財団法人三重県公立学校職員互助会運営規則及び同事業施行規程等を遵守することを誓約のうえ借用いたします。

令和 元 年 〇〇 月 〇〇 日

所属名 津 小 学 校

借受人 自宅住所 津市〇〇町〇〇〇〇 - 〇〇

職・名前 教諭 互助 花子



一般財団法人三重県公立学校職員互助会理事長 様

退職時の未返済元利金に対しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当並びにセカンドライフ資金等の互助会給付金を未返済元利金の返済に充当することを理事長に委任します。

退職手当については、支給月に三重県教育文化会館の口座振替システムにより返済することとします。

(注意事項)

(1) 「借用期間」欄は記入しないでください。